

No. 1040 (2019. 2.19)

諸外国における戦後の憲法改正【第6版】

はじめに

I アメリカ

II カナダ

III フランス

IV ドイツ

V イタリア

VI オーストラリア

VII 中国

VIII 韓国

キーワード：憲法改正、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オーストラリア、中国、韓国

- 第二次世界大戦が終結した1945年から2018年までに、アメリカは6回、カナダは1867年憲法が17回、1982年憲法が2回、フランスは27回（新憲法制定を含む。）、ドイツは62回、イタリアは15回、オーストラリアは5回、中国は10回（新憲法制定を含む。）、韓国は9回（新憲法制定を含む。）の憲法改正をそれぞれ行った。
- 本稿は、これら8か国の憲法について、戦後の改正の概要を紹介するとともに、改正年月日、改正条項を一覧表形式でまとめたものである。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

憲法課 やまおか のりお いだ あつひこ
山岡 規雄・井田 敦彦

第1040号

はじめに

本稿では、G7 諸国であるアメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア（日本及び憲法典のない英国を除く。）に加え、アジア・オセアニアの主要国であるオーストラリア、中国、韓国の 8 か国を取り上げ、これらの国における戦後（第二次世界大戦が終結した 1945 年から 2018 年まで）の憲法改正（新憲法の制定を含む。）を紹介する。この間、アメリカは 6 回、カナダは 1867 年憲法法が 17 回、1982 年憲法法が 2 回¹、フランスは 27 回、ドイツは 62 回、イタリアは 15 回、オーストラリアは 5 回、中国は 10 回、韓国は 9 回の憲法改正を行っている。

なお、本稿では各国における改正内容を時系列の表にまとめたが（表 1～8）、表中の制定年月日に下線を引いたものは、現行憲法であることを示す。また、改正年月日が同一であっても別個の憲法改正である場合は、欄を改めて記し、それぞれ 1 回の改正として数えた。

I アメリカ

1 沿革

1788 年 6 月 21 日に成立した²アメリカ合衆国憲法は、英国からの独立を宣言した 13 の植民地諸邦の連合規約をその前身とし、成立時には主に連邦の組織と権限を定めた文書で、人権条項はほとんどなかった。1791 年の最初の修正³で権利章典と呼ばれる人権条項が付け加えられた（第 1～10 修正）。修正は元の条文を変えることなく、末尾に新条項を付け加える増補方式で行われる。現在までに 27 の条項が付け加えられた。

2 修正内容

1945 年以降に行われた 6 回の修正（第 22～27 修正）のうち、4 回が統治機構に関するものであり、2 回が選挙権に関するものである。修正が統治機構とそれに関わる人権に関するものに限られていることが、特徴の一つとして挙げられるであろう（表 1 参照）。

表 1 アメリカにおける戦後の憲法修正

制定年月日	改正年月日	内 容
<u>1788.6.21</u>		アメリカ合衆国憲法
	1951.2.27	第 22 修正－大統領の 3 選禁止
	1961.3.29	第 23 修正－コロンビア特別区市民への大統領選投票権付与
	1964.1.23	第 24 修正－連邦選挙における人頭税要件の撤廃
	1967.2.10	第 25 修正－大統領職の継承及び代行
	1971.7.1	第 26 修正－選挙権年齢の満 18 歳への引下げ
	1992.5.7	第 27 修正－連邦議会議員の任期途中の歳費引上げの禁止

（出典）Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 1 月 10 日である。

¹ カナダの改正回数については後掲注(7)の説明を参照のこと。

² アメリカ合衆国憲法は、1787 年 9 月 17 日に憲法制定会議において憲法案が確定された後、1788 年 6 月 21 日に 9 番目の邦がこれに承認を与えたことにより成立した。

³ アメリカ合衆国憲法の改正は一般に修正と称されているため、本稿においても修正と記す。

3 修正手続

1945年以降の6回の修正は、いずれも、連邦議会の各議院の3分の2の賛成による発議と全州の4分の3の州議会による承認という憲法第5条の規定に基づく修正である⁴。

なお、修正案の提出は憲法制定以降11,500件以上ある⁵。しかし、それらの多くは連邦議会における委員会段階で廃案となり、連邦議会の発議要件を満たしたものは非常に少ない⁶。

II カナダ

1 沿革

カナダの憲法は単一の憲法典ではなく、1982年憲法法を含む1982年カナダ法、1982年憲法別表第3欄に掲げられた法令（1867年憲法法を含む。）及びこれらの改正によって構成されている。これらのカナダの憲法を構成する法令のうち、本稿では1867年憲法法と1982年憲法法の明文改正に限定して取り扱う⁷。

1867年憲法法は、1982年までは1867年英領北アメリカ法という題名であった。同法は英領カナダの代表と英国がカナダの憲法として起草したものであるが、英国議会によって制定された法律であり、改正権は英国議会にあった。1949年英領北アメリカ法によって、改正権は一部を除きカナダに移管され、1982年までに行われた9件の改正のうち、5件⁸がカナダによる改正であった。1982年カナダ法によって、憲法制定権及び完全な改正権がカナダに移管された。1982年カナダ法の別表Bには1982年憲法法が掲げられ、1982年憲法法により1867年英領北アメリカ法は1867年憲法法に題名変更された。

2 改正内容

1867年憲法法は1945年以降、17回改正されている。このうち9回が議員の議席に関する改正であり、5回が連邦と州の関係に関する改正である。

また、1982年憲法法は2回改正されている。1984年7月11日の改正で先住民の権利が拡充され、1993年4月7日の改正でニュー・ブランズウィック州内での英語共同体とフランス語共同体の同等の地位と権利が確認された。いずれも多文化主義問題に関する人権規定の改正である（表2参照）。

⁴ 修正の発議の方法には、①連邦議会の各議院の3分の2の賛成によるものと、②全州の3分の2の州議会が要求し、連邦議会が招集する憲法会議によるものの2種類がある。また、州の承認の方法にも、①全州の4分の3の州議会によるものと、②全州の4分の3の州の憲法会議によるものの2種類がある。しかし、発議については、②全州の3分の2の州議会が要求し、連邦議会が招集する憲法会議によるものは、これまでに一度も行われたことはない。また、承認については、②全州の4分の3の州の憲法会議によるものは、1933年の第21修正のみである。

⁵ John R. Vile, "Constitutional revision in the United States of America," Xenophon Contiades, ed., *Engineering Constitutional Change: A Comparative Perspective on Europe, Canada and the USA*, London; New York: Routledge, 2013, p.396.

⁶ なお、連邦議会によって発議されたものの、州議会による承認が行われていない修正案が憲法制定以降6件ある（1972年発議の男女平等修正条項、1978年発議のコロンビア特別区投票権修正条項など）。

⁷ 本文に示したとおり、カナダには1867年憲法法及び1982年憲法法以外にも憲法を構成する法令が存在するほか、これらの両憲法法についても、明文改正なしに内容が実質的に変更される場合がある。本稿では、Department of Justice Canada, *A Consolidation of the Constitution Acts 1867 to 1982, Consolidated as of January 1, 2013*. <http://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/CONST_E.pdf> に挙げられている両憲法法の明文改正のみを取り上げている。

⁸ 1952年6月18日、1965年6月2日、1974年12月20日、1975年3月13日、1975年6月19日の各改正。

表2 カナダにおける戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内 容
<u>1867.3.29</u>		1867年憲法 (旧称: 1867年英領北アメリカ)
	1946.7.26	51条—下院議員定数の変更
	1949.3.23	22条—ニューファンドランドの連邦加盟
	1949.12.16	91条—英国への要請なしで憲法改正可能な事項を追加
	1950.5.23	118条 (削除) —州に対する交付金の廃止
	1951.5.31	94A条 (追加) —老齢年金に関する立法権限の州から連邦への移管
	1952.6.18	51条—下院議員定数の変更
	1960.12.20	99条—上級裁判所裁判官の定年制の導入
	1964.7.31	94A条—年金に関する連邦議会の権限の拡大
	1965.6.2	29条—上院議員の定年制の導入
	1974.12.20	51条—下院における州代表議員数の調整
	1975.3.13	51条—下院における準州代表議員数の調整
	1975.6.19	21条・22条・28条—上院議員定数の変更、準州選出議員の追加、定数の上限の変更
	1982.3.29	1条—名称の変更、20条・91条・92条 (削除) —1982年憲法の規定が代替、92A条・別表6 (追加) —再生不可能な天然資源、森林資源及び電力に関する州の立法権限
	1986.3.4	51条—下院における州代表議員数の調整
	1997.12.22	93A条—教育に関する立法権限規定をケベックについて適用除外
	1998.6.11	21条・28条・51条—上院議員定数及び定数の上限の変更、下院における準州代表議員数の調整
	2011.12.16	51条—下院における州代表議員数の調整
<u>1982.3.29</u>		1982年憲法
	1984.7.11	25条・35条・35.1条 (追加) ・4.1章=37.1条 (追加) ・54.1条 (追加) ・61条 (追加) —先住民の権利
	1993.4.7	16.1条 (追加) —ニュー・ブランズウィック州内の英語共同体とフランス語共同体の同等の地位・権利

(出典) Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

3 改正手続

改正手続は1982年憲法第5章(第38~49条)に規定されており、改正内容によって手続及び要件が異なる。例えば、一般的な手続においては、連邦議会の各議院及び全州の3分の2かつ全州人口の50%を占める州の州議会が改正案を可決する必要があるが、重要事項(憲法改正手続など)の改正については、連邦議会の各議院及び全州の州議会が改正案を可決する必要がある(いずれの場合においても、連邦議会における議決要件は通常法律と同じ)。また、州が連邦に先立って改正案を可決することが可能となっている点も、特徴として指摘することができるであろう⁹。

III フランス

1 沿革

1946年に第四共和国憲法が、1958年に第五共和国憲法が制定された。現行の第五共和国憲法の前文では、1789年の人権宣言により定められ、第四共和国憲法の前文により確認され補完された人権等の遵守が宣言されている。これらの人権規定の憲法規範性は憲法院の判例により承

⁹ 小林公夫「主要国の憲法改正手続—12か国の憲法の特徴を探る—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.853, 2015.3.5, pp.10-11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8977717_po_0853.pdf?contentNo=1>

認められ、第五共和国憲法に人権規定がわずかしき置かれていないことを補完している。

2 改正内容

第四共和国憲法は1946年10月27日に制定され、1954年12月7日と1958年6月3日の2回の改正を経験している。しかし、1958年の改正は、憲法の全面改正に当たって、改正規定である第90条の適用を排除して特別の手續によることとするとともに、新憲法に盛り込む諸原理を定めたものであり、同年秋には、これに基づき政府が新憲法草案を作成し国民投票に付した結果、第五共和国憲法が制定された。したがって、第四共和国憲法の改正で独立した内容を持つのは、1954年の改正のみであると言えよう。この1954年の改正では、戒厳令規定の追加のほか、国会と内閣に関する幾つかの条文が改正された。

一方、1958年10月4日に制定された現行の第五共和国憲法は、現在までに24回改正されている。前述のとおり第五共和国憲法に人権規定はほとんど存在しないため、24回の改正の大部分が統治機構に関する改正となっている。特に、直近の2008年7月23日の改正は、50以上の条項が改正された第五共和国憲法史上最大の改正であり、国会の行政監視機能の明確化、国会決議の導入、国会の委員会の機能強化、会派の権利の明示などに関する改正によって、第五共和国の統治機構の在り方が、それまでの大統領中心主義のものから国会の役割を重視するものへと修正された。

こうした統治機構に関する改正に加えて、植民地や海外領土に関する条文の改正、欧州連合や他の国際機関に対して主権を一部移譲するための改正（欧州連合に関するマーストリヒト条約、アムステルダム条約、リスボン条約批准のための改正、国際刑事裁判所創設に伴う改正など）が多いことも、特徴の一つである（表3参照）。

表3 フランスにおける戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内 容
1946.10.27		第四共和国憲法
	1954.12.7	7条－戒厳令の規定の追加、9条－国会の会期の延長、11条－議院の理事部の選挙方法の変更、12条－臨時会の会期規定の追加、14条・20条－共和国参事院の法律案審査権の拡大、22条－国会議員の起訴・逮捕の制限緩和、45条・49条・50条－内閣の信任・不信任手續の変更、52条－解散の場合の内閣の職務継続の保障の追加
	1958.6.3	憲法の全面改正に当たっての手續及び新憲法に盛り込む原理（90条（憲法改正手續）の適用排除）
1958.10.4		第五共和国憲法
	1960.6.4	85条・86条－フランス共同体加盟国の独立
	1962.11.6	6条・7条－大統領の直接選挙制
	1963.12.30	28条－国会の会期の変更
	1974.10.29	61条－憲法院への提訴権者の拡大
	1976.6.18	7条－大統領選挙期間中の事故への対応
	1992.6.25	2条－公用語の憲法規定化、54条－憲法院への提訴権者の拡大、74条－海外領土の地位及び特別組織の規定のための手續に関する法律への授権、14章＝88条の1～88条の4（追加）－マーストリヒト条約批准のための改正
	1993.7.27	65条・10章＝68条の1～68条の2（追加）・93条（追加）－閣僚の職務上の罪に対する裁判手續の簡素化、司法権の独立強化
	1993.11.25	53条の1（追加）－経済難民の規制

1995.8.4	11 条—国民投票の対象事項の拡大、12 条・28 条・48 条・49 条・51 条—国会の会期の通年化、26 条—議員の不逮捕特権の制限、1 条（削除）・2 条（1 項）を 1 条に・5 条・68 条の 3（追加）・70 条・76 条（削除）・88 条・13 章=77～87 条（削除）・17 章=90～93 条（削除）—フランス共同体及び経過規定の廃止
1996.2.22	34 条・39 条・47 条の 1（追加）—社会保障財政法律の新設
1998.7.20	13 章=76～77 条（追加）—ニュー・カレドニアの地位規定
1999.1.25	88 条の 2・88 条の 4—アムステルダム条約批准のための改正
1999.7.8	53 条の 2（追加）—国際刑事裁判所の裁判権の承認
1999.7.8	3 条・4 条—男女平等の促進
2000.10.2	6 条—大統領の任期短縮
2003.3.25	88 条の 2—欧州逮捕状に関する規則の法律への授権
2003.3.28	1 条・34 条・37 条の 1（追加）・39 条・72 条・72 条の 1（追加）・72 条の 2（追加）・72 条の 3（追加）・72 条の 4（追加）・73 条・74 条・74 条の 1（追加）—地方分権改革、7 条—大統領選の第 2 回投票の期日規定の変更、13 条—海外公共団体等における国家代表の任命、60 条—憲法院が監視する国民投票の種別の明確化
2005.3.1	60 条・88 条の 1・88 条の 5（追加）—EU 憲法条約のための改正*
2005.3.1	前文・34 条—2004 年の環境憲章に伴う改正
2007.2.23	77 条—ニュー・カレドニアの有権者の定義規定
2007.2.23	67 条・68 条—大統領の免責及び罷免手続
2007.2.23	66 条の 1（追加）—死刑の廃止
2008.2.4	88 条の 1・15 章—リスボン条約批准のための改正
2008.7.23	1 条・3 条—男女の平等な社会参画の対象となる職種の拡大、4 条—多元主義及び政党・政治団体の公平な参加の保障、6 条—大統領の連続 3 選禁止、11 条—法律案に関する国民投票制度の拡充、13 条—大統領による任命への国会委員会の関与、16 条—非常事態に関する憲法院の審査、17 条—集団的恩赦の禁止、18 条—大統領の声明制度の創設、24 条—国会の行政監視機能の明確化、国会議員の定数上限の設定、下院での在外フランス人代表の保障、25 条—国会議員の補充議員の範囲拡大、下院選挙区画定等の導入委員会の創設、34 条—法律事項の追加、34 条の 1（追加）—国会決議の導入、35 条—外国への軍事介入に関する国会の関与、38 条—オールドナンスの承認方法の厳格化、39 条—法律案の提出・審議要件の厳格化、41 条—議長による議員提出法律案の不受理制度の創設、42 条—法律案の国会審議の充実、43 条—常任委員会の強化、44 条—法律案の修正権の抑制、45 条—法律案の修正案の提出先の明確化、両院合同委員会の開催要件緩和、議長の合同委員会開催要求権、46 条—組織法律の国会審議の充実、47 条・47 条の 1—会計検査院の規定の削除（移動）、47 条の 2（追加）—会計検査院の機能強化、48 条—議事日程規定の変更、49 条—政府の責任をかける法律案の制限、50 条の 1（追加）—政府の声明制度の創設、51 条の 1（追加）—会派の権利等の明示、51 条の 2（追加）—国会調査委員会の創設、56 条—憲法院裁判官の任命に関する国会の関与強化、61 条・61 条の 1（追加）・62 条—憲法院の合憲性審査機能の強化、65 条—司法官職高等評議会の民主化、69 条・70 条・71 条—経済・社会評議会の経済・社会・環境評議会への改組、11 章の 2=71 条の 1（追加）—権利擁護官の設置、72 条の 3—海外地方公共団体の追加等、73 条—海外県及び海外州での調整措置に関する手続変更、74 条の 1—法律の性格を有する規定の海外地方公共団体等の特別組織への適合、75 条の 1（追加）—地域語規定の創設、87 条（追加）—フランス語圏規定の創設、88 条の 4—国会欧州問題委員会の創設等、88 条の 5—EU・EC への他国の加盟条約批准手続の特例、88 条の 6—EU 司法裁判所への提訴要件、89 条—憲法改正案の国会審議の充実

* EU 憲法条約の発効に伴い第 15 章が全面改正されることになっていたが、同条約の批准は国民投票で否決された。
 (出典) Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

3 改正手続

第五共和国憲法の改正手続を定める第 89 条によれば、改正案の提出権は、大統領（首相の提

案に基づく。)及び国会議員に競合して属している。提出された改正案は、国会の各議院によって同一の文言で可決されなければならない。その後、国民投票による承認を経て改正が確定する。ただし、政府提出の改正案は、大統領が国会の両院合同会議に付託し、有効投票の5分の3の特別多数で可決された場合には、国民投票を経ずに改正が確定する¹⁰。

IV ドイツ

1 沿革

ドイツではドイツ連邦共和国基本法(基本法)が憲法の役割を果たしている。経緯としては、1949年に東西分裂時代の西ドイツで基本法が制定された際、憲法(Verfassung)ではなく、東西統一までの暫定的な基本法(Grundgesetz)であることが意識されていた。しかし、こうした暫定性にもかかわらず、基本法は西ドイツにおける事実上の憲法として適用され、東西統一後も憲法の役割を果たしている。

2 改正内容

西ドイツ時代だけでも基本法は35回改正されている。単一の条文のみの改正から複数の条文にわたる改正まで多様であるが、特に、1956年3月19日に行われた再軍備のための改正、1968年6月24日に行われた緊急事態条項の追加のための改正は、当時の西ドイツにおける政治の大きな転換点となっており、西ドイツ時代の代表的な改正例として挙げられる。

また、1990年の東西統一は、基本法第146条が想定した憲法の制定を伴う統一ではなく、基本法第23条に基づく東ドイツ5州の西ドイツへの加入という手段で実現された。したがって、第146条を含む幾つかの条文が東西統一のために改正されたものの、西ドイツの基本法がそのまま統一ドイツの基本法として効力を有することとなった。1990年の東西統一から現在に至るまで、基本法は27回改正されている。主な改正として、東西統一のための1990年9月23日の改正のほか、1994年10月27日、2006年8月28日、2009年7月29日、2017年7月13日の各改正が挙げられる。

なお、西ドイツ時代の改正も含めた62回という改正回数は、本稿で取り上げた8か国の中で最多であり、平均すると約1年に1回弱の割合で基本法を改正していることになる。こうした改正の多さの原因としては、我が国では法律レベルで規定されている内容¹¹も基本法で規定していることや、連邦と州の権限配分を頻繁に見直していることなどが挙げられる(表4参照)。

表4 ドイツにおける戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内 容
1949.5.23		ドイツ連邦共和国基本法
	1951.8.30	143条(削除) — 内乱罪
	1952.8.14	120a条(追加) — 占領費等支出の連邦及び州の負担調整
	1953.4.20	107条 — 競合的立法に服する租税の配分決定期限の変更

¹⁰ なお、1960年6月4日の改正は、旧第85条(現在は廃止)に基づき、国会とフランス共同体(共和国と海外領土の共同体。旧第1条)の元老院が同一の文言で可決した法律によって行われた。また、1962年11月6日の改正は、大統領が法律案を国民投票に付することができる旨を定める第11条を根拠として行われた。

¹¹ 例えば、選挙権年齢・被選挙権年齢の引下げ(1970年7月31日の改正)、政党の資産公開義務の追加(1983年12月21日の改正)などがこれに当たる。

1954.3.26	73条・79条・142a条(追加)－連邦の専属的立法事項への防衛義務等の追加、防衛関連条約等の締結・発効
1954.12.25	107条－競合的立法に服する租税の配分決定期限の変更
1955.12.23	106条・107条－連邦と州の間の租税収入配分の変更、州間財政調整規定の追加
1956.3.19	1条・12条・17a条(追加)・36条・45a条(追加)・45b条(追加)・49条・59a条(追加)・60条・65a条(追加)・87a条(追加)・87b条(追加)・96条・96a条(追加)・137条・143条(追加)－再軍備のための改正
1956.12.24	106条－対物税収入を市町村の帰属へと変更
1957.10.22	135a条(追加)－一定の公的債務の履行の限定
1959.12.23	74条・87c条(追加)－競合的立法事項への核エネルギーの追加等
1961.2.6	87d条(追加)－航空交通行政
1961.3.6	96条・96a条－連邦懲戒裁判所、連邦服務裁判所、軍刑事裁判所に関する規定の整理
1965.6.16	74条－競合的立法事項への戦傷者及び戦争遺族の援護等、戦死者等の墓地の追加
1965.7.30	120条－連邦及び州による占領費等支出の分担規定の変更
1967.6.8	109条－全経済的均衡に関する規定の追加
1968.6.18	92条・95条・96条(削除)・96a条(96条に)・99条・100条－連邦の最高裁判所の合同部の設置等
1968.6.24	9条・10条・11条・12条・12a条(追加)・19条・20条・35条・4a章=53a条(追加)・59a条(削除)・65a条・73条・80a条(追加)・87a条・91条・10a章=115a~115l条(追加)・142a条(削除)・143条(削除)－緊急事態条項の追加等
1968.11.15	76条・77条－政府提出法律案に対する連邦参議院の態度表明のための期間等の変更
1969.1.29	93条・94条－連邦憲法裁判所の管轄事項及び憲法異議の手続に関する規定の追加
1969.5.12	109条・110条・112条・113条・114条・115条－予算改革等のための改正
1969.5.12	8a章=91a~91b条(追加)・104a条(追加)・105条・106条・107条・108条・115c条・115k条－財政改革のための改正
1969.5.12	74条・75条－競合的立法権及び連邦の大綱的規定発布権の対象事項の変更、96条－懲戒裁判に関する規定の変更
1969.7.17	76条－連邦参議院提出法律案の送付期限の追加
1969.7.28	120条－連邦及び州による占領費等支出の分担規定の変更
1969.8.19	29条－連邦領域の新編成に際しての住民投票規定の変更
1969.8.26	96条－州裁判所による連邦裁判権の行使の追加
1970.7.31	38条－選挙権年齢・被選挙権年齢の引下げ、91a条－連邦と州の共同任務事項の変更
1971.3.18	74a条(追加)・75条・98条－競合的立法権及び連邦の大綱的規定発布権の対象事項の変更
1971.3.18	74条－競合的立法事項への動物保護の追加
1972.4.12	74条－競合的立法事項への廃棄物除去及び環境保護の追加
1972.7.28	35条－公共の安全・秩序を維持・回復するための連邦国境警備隊による州警察の支援、73条－連邦の専属的立法事項への暴力行使等により対外的利益を脅かす企図からの保護のための連邦と州の協力の追加等、74条－競合的立法事項への武器法の追加、87条－連邦法により組織できる機関への暴力行使等により対外的利益を脅かす企図からの保護のための必要資料を収集するための中央官庁の追加
1975.7.15	45c条(追加)－連邦議会への請願委員会の設置
1976.8.23	29条－連邦領域の新編成の手続の変更、39条－連邦議会選挙の時期の変更、45条(削除)－連邦議会の常任委員会、45a条－外務・国防委員会の活動時期の変更、49条(削除)－2つの議会期間の委員の権利
1976.8.23	74条－競合的立法事項への爆発物法の追加
1983.12.21	21条－政党の資産公開義務の追加
1990.9.23	前文・23条(削除)・51条・135a条・143条(追加)・146条－東西統一のための改正(統一条約4条による改正)

1992.7.14	87d 条—航空交通行政の組織形態についての連邦法への委任
1992.12.21	23 条（追加）・24 条・28 条・45 条（追加）・50 条・52 条・88 条・115c 条—マーストリヒト条約批准のための改正
1993.6.28	16 条・16a 条（追加）・18 条—庇護権規定の充実
1993.12.20	73 条・74 条・80 条・87 条・87e 条（追加）・106a 条（追加）・143a 条（追加）—連邦鉄道の民営化
1994.8.30	73 条・80 条・87 条・87f 条（追加）・143b 条（追加）—郵便事業等の民営化
1994.10.27	3 条—男女同権の促進規定の追加、20a 条（追加）—環境保護、28 条—地方自治体の財政上の自己責任の追加、29 条—連邦領域の新編成の手續の変更、72 条—競合的立法権の範囲の変更、74 条—競合的立法権への国家賠償追加、75 条—連邦の大綱的規定発布権の対象事項の変更等、76 条・77 条—連邦参議院による態度表明期間の延長等立法手續の変更、80 条—連邦参議院の法規命令発令提案権の追加等、87 条—2 つの州の領域にまたがる社会保険の運営に関する規定の追加、93 条—連邦憲法裁判所の管轄事項の追加、118a 条（追加）—ベルリンとブランデンブルクの再編手續、125a 条（追加）—従前の連邦法の効力
1995.11.3	106 条—連邦と州への租税収入の配分方法の変更
1997.10.20	28 条—地方自治体の財政上の自己責任規定の変更、106 条—市町村による売上税収入の取得の追加等
1998.3.26	13 条—盗聴捜査拡大のための改正
1998.7.16	39 条—連邦議会議員の任期満了選挙の時期の変更
2000.11.29	16 条—EU 構成国・国際法廷へのドイツ人の引渡し規定の追加
2000.12.19	12a 条—女性兵士の武器使用任務の任意化
2001.11.26	108 条—租税の管理に関する中級官庁設置の任意化
2002.7.26	20a 条—動物の保護
2002.7.26	96 条—州裁判所が連邦裁判権を行使できる事項の変更
2006.8.28	22 条—連邦の首都の憲法上の明文化、23 条—州に委譲する対 EU 交渉権限を学校教育・文化・放送に限定、33 条—公務に関する法の原則の変更、52 条—連邦参議院における EU に関する事務の決定方法の変更、72 条—競合的立法権の範囲の変更、73 条・87c 条—連邦の専属的立法事項の追加、74 条・74a 条（削除）—競合的立法事項の変更、75 条（削除）・98 条—連邦の大綱的規定発布権の廃止、84 条—州の固有事務としての連邦法執行に関する州独自規律に関する変更、85 条—州が連邦から委託された事務の市町村等に対する委任の禁止、91a 条—共同任務の対象の変更等、91b 条—教育・研究に関する共同任務に関する規定の変更、93 条—連邦法の必要性に関する連邦憲法裁判所の権限の追加、104a 条—州の支出負担に関する原則の変更、104b 条（追加）—州に対する連邦の財政援助、105 条—州の土地取得税に関する税率規定権限の追加、107 条—州間の財政調整における不動産取得税の取扱いの変更、109 条—EU により課される財政秩序の維持義務のための負担の追加、125a 条・125b 条（追加）・125c 条（追加）・143c 条（追加）—経過規定
2008.10.8	23 条—EU の立法行為に対する提訴権の追加、45 条—連邦議会が EU 条約上有する権利の委員会への委任に関する規定の追加、93 条—連邦議会議員による連邦憲法裁判所への提訴の要件緩和*
2009.3.19	106 条・106b 条（追加）・107 条・108 条—自動車税の連邦への移管
2009.7.17	45d 条（追加）—連邦の秘密・情報機関の統制のための委員会の連邦議会への設置
2009.7.29	87d 条—航空交通行政の EU 法で認められた外国組織による執行に関する規定の追加
2009.7.29	91c 条（追加）—情報技術システムに関する連邦と州の協働、91d 条（追加）—連邦及び州による行政遂行能力の比較研究の実施、104b 条—緊急事態における連邦の州に対する財政援助規定の追加、109 条—財政均衡の原則に関する規定の変更、109a 条（追加）—財政に関する安定化評議会の設置、115 条—連邦の信用調達の基準の変更、143d 条（追加）—経過規定
2010.7.21	91e 条（追加）—求職者に対する基本的な保障に関する連邦と州の協働
2012.7.11	93 条—連邦議会選挙のための政党資格の否認に対する異議に関する連邦憲法裁判所の管轄権の追加
2014.12.23	91b 条—教育・研究に関する共同任務に関する規定の変更
2017.7.13	21 条—違憲的政党に対する国庫補助を禁止する規定の追加

	2017.7.13	90 条—連邦高速道路行政を連邦の所掌とする規定の追加、91c 条—連邦及び州の行政サービスのポータルサイトに関する規定の追加、104b 条—連邦による州への財政援助基準の変更等、104c 条（追加）—連邦による市町村の教育基盤への財政援助、107 条—州間の財政調整の基準の変更、108 条—税務行政の執行における協働の柔軟化、109a 条—財政安定化評議会による州財政の監視義務に関する規定の追加、114 条—連邦会計検査院による検査の拡充、125c 条・143d 条・143e 条（追加）—経過規定、143f 条（追加）—財政調整法の効力、143g 条（追加）—経過規定
--	-----------	--

* リスボン条約が発効した 2009 年 12 月 1 日から施行。

（出典）Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

3 改正手続

基本法第 79 条は、連邦議会議員の 3 分の 2 以上の同意、かつ、連邦参議院の表決数の 3 分の 2 以上の同意という要件を定めている。なお、国民投票は必要とされていない。

V イタリア

1 沿革

イタリアでは、1946 年 6 月 2 日に政体決定の国民投票が行われ、王制から共和制への転換が選択された。また、同日に行われた選挙で選出された制憲議会による審議・採択を経て、1947 年 12 月 27 日に新憲法が制定された。これが現行のイタリア共和国憲法である。

この憲法は、各党派を比例的に代表する制憲議会の委員が共同作業によって草案を作成した。こうした制定経緯は憲法的妥協として批判されることがあるものの、一方で憲法の安定性に寄与してきたという側面も否定できない。もっとも、憲法の安定性はイタリアにおいて憲法改正が行われてこなかったことを意味するのではなく、憲法は現在までに 15 回改正されている。

2 改正内容

改正の特徴は 2 点挙げられる。第 1 に、統治制度に関する憲法改正が多いという点である。第 2 に、2001 年 10 月 18 日に行われた地方分権改革のための比較的広範な改正を除けば、基本的に小規模な改正が多いという点である（表 5 参照）。

ただし、小規模な改正が多いイタリアにおいても、1970 年代半ば以降、統治制度を中心とした抜本的な憲法見直しの議論が繰り返されてきた。2004～2005 年には、地方分権、首相権限の強化、上院改革等を内容とする改正案が各議院で可決され、2006 年に国民投票が行われたが、否決された。2015～2016 年には、対等な両院関係の見直し、立法手続の見直し、国と州の権限配分の見直し等を内容とする改正案が各議院で可決され、2016 年に国民投票が行われたが、否決された。

表 5 イタリアにおける戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内 容
<u>1947.12.27</u>		イタリア共和国憲法
	1963.2.9	56 条・57 条・60 条—各議院の議員定数及び上院の任期の変更
	1963.12.27	57 条・131 条—モリーゼ州の新設
	1967.11.22	135 条・経過規定 7 条—憲法裁判所裁判官の任期の短縮

	1989.1.16	96条・134条・135条—大臣の弾劾裁判制度の廃止、大臣による犯罪の裁判の管轄の変更
	1991.11.4	88条—大統領が解散権を行使できる期間の条件の緩和
	1992.3.6	79条—大赦及び減刑の法律事項への変更
	1993.10.29	68条—議員の不訴追特権の廃止・不逮捕特権の縮減等
	1999.11.22	121条・122条・123条・126条—州知事の原則公選制などの地方自治改革
	1999.11.23	111条—公正な裁判の原則に関する規定の挿入
	2000.1.17	48条—在外投票制度の導入
	2001.1.23	56条・57条—在外選挙区の議員定数
	2001.10.18	114条・115条(削除)・116条・117条・118条・119条・120条・123条・124条(削除)・125条・127条・128条(削除)・129条(削除)・130条(削除)・132条—地方分権改革のための改正
	2003.5.30	51条—男女平等の促進
	2007.10.2	27条—死刑禁止の例外規定の削除
	2012.4.20	81条・97条・117条・119条—均衡予算原則の導入

(出典) Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

3 改正手続

憲法第138条は、3か月以上の間隔を置いた連続する2回の審議における各議院の可決を憲法改正の要件としている（なお、2回目の表決は、各議院の議員の絶対多数という特別多数が要求される。）。ただし、国会によるこの手続の後に、1議院の議員の5分の1、50万人の有権者又は5つの州議会の要求がある場合には、憲法改正は国民投票に付され、有効投票の過半数が承認しない限り改正は成立しない。なお、国会の各議院の2回目の表決で、議員の3分の2の特別多数で憲法改正が可決された場合は、国民投票は行われない¹²。

VI オーストラリア

1 沿革

オーストラリア連邦憲法は、英領オーストラリアの各植民地の代表者会議で起草され、住民投票を経て、1900年7月9日に制定された。現在までに8回、1945年以降は5回改正されている。

2 改正内容

1945年以降は、まず、1946年12月19日の改正で連邦議会の立法権限に社会福祉事業が追加された。次いで1967年8月10日の改正では、先住民に対する差別的な規定が改められた。すなわち、連邦議会の特別法の対象から先住民を除外する字句が削除されるとともに、人口算定に当たって先住民を除外する規定が削除された。残り3件の改正はいずれも1977年7月29日に行われたものであり、①上院の欠員補充方法の変更、②裁判官の退職規定の追加、③特別地域（連邦を構成する6州に含まれない首都特別地域及び北部特別地域）の有権者への憲法改正投票権の付与を内容とする（表6参照）。

¹² なお、第138条は「憲法改正法律及びその他の憲法的法律」の制定手続を定めるものである。憲法的法律には、憲法改正法律そのものとは言えないが憲法典の規定に間接的な影響を及ぼすものが含まれるとされ、その例として、憲法の経過規定及び末尾規定第13条第1項及び第2項（旧王家の子孫が選挙権を有しないこと等を規定。）の失効を定めた2002年10月23日憲法的法律第1号が挙げられている（Tania Groppi, “Constitutional revision in Italy,” Contiadades, ed., *op.cit.*(5), pp.212, 215, 225)。本稿は同論文に従い、この2002年憲法的法律第1号による変更は表5に含めていない。

表6 オーストラリアにおける戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内 容
1900.7.9		オーストラリア連邦憲法
	1946.12.19	51条—連邦議会の立法権限への各種社会福祉事業の追加
	1967.8.10	51条・127条(削除)—先住民に対する差別的規定の廃止
	1977.7.29	15条—上院の欠員補充方法の変更
	1977.7.29	72条—裁判官の退職に関する規定の追加
	1977.7.29	128条—特別地域の有権者への憲法改正投票権の付与

(出典) Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

3 改正手続

憲法第128条は、改正案が連邦議会の各議院においてそれぞれの総議員の過半数で可決された後、各州及び特別地域で行われる国民投票において可決されることを主な要件としている。国民投票においては、国全体で投票総数の過半数の賛成を得ることと同時に、過半数の州(6州中4州。特別地域は含まれない。)で投票総数の過半数の賛成を得ることが必要とされる(二重の過半数)。また、同条においては、両議院で不一致が生じた場合に、先議の議院の総議員の過半数による2度目の可決で国民投票に付する方法なども定められている。

オーストラリアは、本稿で取り上げた8か国の中で、1945年以降の改正回数、改正された条文数ともに最も少ない。改正には国民投票での賛成が必要であるが、1945年以降に国民投票に付された改正案25件のうち可決されたものは5件で、8割が否決されている。このような国民投票における否決例の多さは、オーストラリアの憲法改正の特徴として指摘することができるであろう¹³。

VII 中国

1 沿革

1949年の中華人民共和国成立以降、中国では4つの憲法が制定されている¹⁴。中華人民共和国の成立直後は、中国人民政治協商会議の共同綱領が実質的に憲法の役割を果たしていたが、1954年9月20日に中華人民共和国初の憲法典である1954年憲法が制定された。その後、1975年憲法、1978年憲法を経て、現行憲法は1982年憲法である。

2 改正内容

1954年憲法は改正されることなく、1975年1月17日に1975年憲法が制定された。いわゆる文化大革命(1966～1976年)の理論と実践を憲法の形式で肯定したものとされ、1954年憲法と比較した場合の特色として、国家主席の廃止、公民の基本的な権利及び自由の縮小等が挙げられる。

この1975年憲法も改正を経験することなく、1978年3月5日に1978年憲法が新たに制定された。同憲法では、農業、工業、国防、科学技術の「4つの現代化」が目標とされた。また、全

¹³ 要因等については、山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情3』(調査資料2003-2)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2003, pp.126-127. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999538_po_20030206.pdf?contentNo=6> 参照。

¹⁴ いずれも中華人民共和国憲法という名称であるが、本稿では制定年によって表記する。

国人民代表大会（全人代）は最高国家権力機関であるという規定から「共産党の指導下の」という文言が除かれ、1954年憲法と同様の規定に戻った。1978年憲法は2回改正されている。1979年7月1日の改正は中華人民共和国憲法の初めての一部分改正であり、主に地方制度改革を目的とするものであった。また、翌年の1980年9月10日には、言論の自由の一部を制限するための憲法改正が行われた。

その後、1982年12月4日に現行憲法である1982年憲法が制定された。1978年憲法には残っていた文化大革命的な色彩をほぼ消去したこと、憲法の最高法規性を初めて具体的に規定したこと等が特徴として挙げられる。また、国家主席制が復活した。1982年憲法は5回改正されている。最初の4回はいずれも、市場経済、人権の尊重・保障、法治国家といった欧米諸国の憲法の内容を踏まえた改正であると言える。直近の2018年3月11日の改正は、国家主席の任期制限撤廃、習近平体制の基本方針の明記、腐敗対策強化のための監察委員会の設置等を内容とする（表7参照）。

表7 中国における戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内 容
1954.9.20		1954年憲法
1975.1.17		1975年憲法
1978.3.5		1978年憲法
	1979.7.1	34条・35条・36条・37条・38条・42条・43条－地方機関の改革等
	1980.9.10	45条－言論の自由の一部制限
1982.12.4		1982年憲法
	1988.4.12	10条－土地所有権の譲渡性、11条－私営経済の認知
	1993.3.29	前文－社会主義初級段階論等の追加、7条・16条・42条－国家による所有と経営の分離、8条－人民公社の廃止、15条－社会主義市場経済の原則化、17条－集団経済組織の運用・管理の機能化、98条－県等の人民代表大会の任期の延長
	1999.3.15	前文－国家建設理論への鄧小平理論の追加、5条－社会主義法治国家の建設、6条－多種の所有制経済の認知、8条－農村の集団経済組織の経営の柔軟化、11条－非公有制経済の積極的認知、28条－反革命罪の国家安全危害罪への改称
	2004.3.14	前文－国家建設理論への「3つの代表」論の追加等、10条－土地の徴収・補償、11条－非公有制経済の発展の奨励等、13条－私有財産の保護、徴用及び徴収・補償、14条－社会保障制度規定の追加、33条－人権の尊重・保障規定の追加、59条－特別行政区による全国人民代表大会の代表選出、67条・80条・89条－緊急事態条項の導入、81条－国家主席による国事活動に関する規定の追加、98条－郷等の人民代表大会の任期の延長、136条－国歌に関する規定の追加
2018.3.11	前文－国家建設理論への「科学的発展観」、「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」の追加等、1条－共産党の指導的役割の強調、3条－国家機構への監察機関の追加、4条－各民族の関係に調和を追加、24条－国による社会主義の核心的な価値観の提唱、27条－公職就任者の憲法への宣誓、62・63・65・67条－全国人民代表大会と監察機関の関係、70条－全国人民代表大会の専門委員会の変更、79条－国家主席・副主席の任期制限撤廃、89条－國務院の職権から監察に関するものを削除等、100条－地方立法事項の拡大、101・103・104条－地方各級人民代表大会と監察機関の関係、107条－地方各級人民政府の職権から監察に関するものを削除、123～127条（追加）－監察委員会の設置	

（出典）Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

3 改正手続

1982年憲法は、第62条第1号で全人代が憲法改正の職権を行使するとした上で、第64条で、全人代常務委員会又は全人代代表の5分の1以上による提議、かつ、全人代の全代表の3分の2以上の賛成という要件を定めている。

VIII 韓国

1 沿革

日本の植民地支配からの解放、南北分断を経て、韓国で第二次世界大戦後初の憲法が公布されたのは1948年7月17日のことである。この憲法は9回改正されているが、そのうち5回は政治制度の大幅な変更を伴った。これらの改正は実質的には新憲法の制定であり、1948年当初の憲法を含め、第一～第六共和国憲法と呼ばれている¹⁵。

2 改正内容

第一共和国憲法は、1952年7月7日の第1次改正、1954年11月29日の第2次改正を経て、1960年6月15日の第3次改正によって、大幅に改められた。第3次改正は第一共和国憲法の一部改正の方式によっているが、政府の形態を大きく変更するものであり、第3次改正後の憲法は第二共和国憲法と呼ばれる。大統領制から議院内閣制への変更のほか、基本的人権の保障の強化、憲法裁判所の設置等も行われた。

第二共和国憲法は、1960年11月29日の第4次改正を経て、1962年12月26日の第5次改正によって全面的に改正された。この第5次改正は、クーデターによって成立した軍事政府による憲法改正であり、第二共和国憲法の定める改正手続によることなく、国民投票によって承認された。大統領制及び一院制への変更、憲法裁判所の廃止などを主な内容とし、第5次改正後の憲法は第三共和国憲法と呼ばれる。

第三共和国憲法は、1969年10月21日の第6次改正を経て、1972年12月27日の第7次改正によって第四共和国憲法へと全面的に改正された。この改正は、憲法の効力が一部停止された非常戒厳下において、憲法所定の手続を経ることなく行われたものであり、人権条項への法律の留保の付加、統一主体国民会議の設置及び同会議による大統領の選出、大統領の権限強化などを主な内容とする。

第四共和国憲法は、大統領の暗殺とその後の軍事クーデター、非常戒厳等を背景に1980年10月27日の第8次改正で全面改正され、第五共和国憲法が成立した。この改正は、過去2回の改正と同様に憲法所定の手続を経ずに行われたものであり、統一主体国民会議の廃止、選挙人団による大統領の間接選挙、基本的人権の不可侵の強調等がその主な特徴である。

第五共和国憲法は、民主化運動の結果、1987年10月29日の第9次改正によって正規の手続により全面改正され、現行憲法である第六共和国憲法が制定された。この改正により基本的人権が拡充され、大統領の直接選挙制、国会の国政監察権及び憲法裁判所が各々復活した。また、第9次改正は韓国の憲政史において初めて与野党の妥協と国民的協議によって行われた憲法改正であり、内容だけでなく改正過程も特筆すべき点として挙げられるであろう（表8参照）。

¹⁵ いずれも大韓民国憲法という名称であるが、本稿では第一～第六共和国憲法と表記する。

表8 韓国における戦後の憲法改正

公布年月日	改正年月日	内 容
1948.7.17		第一共和国憲法
	1952.7.7	大統領・副大統領の直接選挙、二院制の採用、国務院（内閣）に対する不信任制度の導入等*
	1954.11.29	初代大統領に対する3選制限の撤廃、主権制限・領土変更に関する国民投票制の導入、憲法改正の国民発案制の導入、国務総理制の廃止、自由市場体制への転換等*
	1960.6.15	第二共和国憲法
	1960.11.29	附則—旧政権時代の不正行為者の処罰・反民主的行為者の公民権停止等のための特別法の制定等
1962.12.26		第三共和国憲法
	1969.10.21	36条—国会議員定数の変更、39条—国会議員の兼職禁止の緩和、61条—大統領弾劾訴追の要件加重、69条—大統領の連続3選許容
1972.12.27		第四共和国憲法
1980.10.27		第五共和国憲法
1987.10.29		第六共和国憲法

* 改正条文が多数にわたるため、改正内容については概要のみを記す。

(出典) Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

3 改正手続

第六共和国憲法は、①国会議員の在籍議員の過半数又は大統領の発議による提案（第128条第1項）、②提案された改正案の大統領による20日間以上の公告（第129条）、③国会の在籍議員の3分の2以上の特別多数による議決（公告日から60日以内。第130条第1項）、④国民投票における有権者の過半数の投票と投票者過半数の賛成（国会での議決から30日以内。同条第2項）という要件を定めている。なお、大統領が憲法改正を提案する場合は、国务會議¹⁶の審議を経なければならない（第89条第3号）。

¹⁶ 大統領、国务総理及び15人以上30人以下の国务委員で構成され、政府の権限に属する重要政策を審議する（第88条）。